山下家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積三八〇平方メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅離れ	木造二階建、瓦葺、建築面積一〇九平方メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅背戸蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三五平方メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅門蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二五平方メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅長屋	木造二階建、瓦葺、建築面積八四平方メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅井戸小屋	木造、瓦葺、面積四・〇平方メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅門及び築地塀	門　木造、瓦葺、間口二・三メートル　塀　木造、瓦葺、延長二五メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
山下家住宅石垣	石造、延長四五メートル	島根県江津市松川町畑田五九八
旧三野町役場庁舎	木造二階建、スレート葺、建築面積一五五平方メートル	徳島県三好市三野町芝生一〇三九
旧引田郵便局局舎	木造平屋建、瓦葺、建築面積八〇平方メートル	香川県東かがわ市引田字畑方二二五三
日下家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積三三五平方メートル	香川県東かがわ市引田字畑方二二五〇
日下家住宅長屋門	木造平屋建、瓦葺、建築面積七八平方メートル	香川県東かがわ市引田字畑方二二五〇
松村家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一九八平方メートル	香川県東かがわ市引田字畑方二二四三
泉家住宅主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一〇八平方メートル	香川県東かがわ市引田字畑方二二四四―一他
森家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一五六平方メートル	愛媛県松山市三津一―一九一他
旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積九七四平方メートル	長崎県東彼杵郡波佐見町井石郷二一九一
姫井橋	鉄筋コンクリート造単アーチ橋、橋長一八メートル、幅員四・六メートル、親柱付	熊本県菊池市旭志弁利字楠原・中須
宮崎神宮神殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積三一〇平方メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮幣殿	木造平屋建、鐶板葺、建築面積一四一平方メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮渡殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積四〇平方メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮神饌所	木造平屋建、銅板葺、建築面積四七平方メートル、渡廊付	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮御料屋	木造平屋建、銅板葺、建築面積四七平方メートル、渡廊付	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮透間垣	木造、銅板葺、延長八八メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮拝所	木造平屋建、銅板葺、建築面積四二平方メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮正門	木造、銅板葺、間口五・五メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮玉垣	木造、銅板葺、延長一一九メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮石柵	コンクリート造、延長一三三五メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他
宮崎神宮徴古館	木造二階建、瓦葺、建築面積二〇五平方メートル	宮崎県宮崎市神宮二―四八五―一他

○国土交通省告示第五十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）別記様式第十五号記載要領2及び別記様式第十六号記載要領2の規定に基づき、建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月三日

国土交通大臣　前原　誠司

建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和五十七年建設省告示第千六百六十号）の一部を次のように改正する。

貸借対照表中

「未成工事支出金」	引渡しを完了していない工事に要した工事費並びに材料購入、外注のための前渡金、手付金等。ただし、長期の未成工事に要した工事費で工事進行基準によって完成工事原価に含めたものを除く。
「未成工事支出金」	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等

を

「土地」を「自家用の土地」に改め、

「リース資産」を「ファイナンス・リース取引における物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。」に、

「のれん」を「合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額」に改め、

「リース資産」を「ファイナンス・リース取引における物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。」に、

「破産債権、更生債権等」を「完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権、再生債権に準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの」を